

## 東近江市国民健康保険特定健康診査等（巡回型人間ドック）業務 仕様書

### 1 業務名

東近江市国民健康保険特定健康診査等（巡回型人間ドック）業務

### 2 業務内容

#### (1) 基本ドック（以下「東近江ドック」という。）

検尿、身体計測、血圧、問診、血液検査、眼底、眼圧、腹囲計測、心電図、診察、胸部エックス線検査、胃部エックス線検査、便潜血検査（2日法）、腹部超音波検査

#### (2) レディースドック

東近江ドック、乳房エックス線検査、乳腺超音波検査

#### (3) メンズドック

東近江ドック、前立腺がん検査（P S A検査）、肺機能検査

#### (4) オプション検査（腫瘍マーカー検査）

ア 男性セット（C E A、C A19-9、C Y F R A、A F P）

イ 女性セット（C E A、C A19-9、C Y F R A、A F P、C A125）

### 3 日程及び会場

#### (1) 健康診査実施期間

令和8年5月から同年12月末までの間で、実施日は1日1会場とし、18日間程度とする。（令和7年度は17日間開催予定）

\*日程については、受注者と別途協議する。

#### (2) 実施時間

午前9時から午後2時までとする。

受付時間 午前9時から正午まで

\*受診人数により変更となる場合がある。

#### (3) 会場

コミュニティセンターや市役所など、別紙の中から発注者の指定した場所で、受注者や会場と協議の上、決定する。

#### (4) 特記事項

諸事情により、日数、日程、会場等を変更することがある。日程と会場を変更する場合は、各健診予定日の1箇月前までに受注者と別途協議する。ただし、自然災害等諸事情によりやむを得ず実施が困難な場合は、実施の有無も含め、直前

の協議となることがある。

#### 4 予定人数

健康診査名称	予定人数
東近江ドック（19歳から39歳まで）	10人
東近江ドック（40歳から74歳まで）	210人
レディースドック（19歳から39歳まで）	10人
レディースドック（40歳から74歳まで）	210人
メンズドック（19歳から39歳まで）	10人
メンズドック（40歳から74歳まで）	270人
オプション検査 腫瘍マーカー検査（男性セット）12人／日	216人
オプション検査 腫瘍マーカー検査（女性セット）12人／日	216人

#### 5 基本健康診査（全ドック共通のベース健診）

実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省）、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」（令和7年6月厚生労働省）等の特定健康診査に関する法令、通知等に準拠すること。また、特定健康診査及び一般健康診査の対象者は次のとおりとする。

##### （1）特定健康診査

###### ア 対象者

東近江市国民健康保険に加入している者のうち、基準日において40歳から74歳までのもの

###### イ 実施内容

健診項目については、「特定健康診査等実施の手引き」（滋賀県医師会）に定める次のとおりとする。

###### （ア）問診

（イ）身体計測（身長、体重、BMI及び腹囲）

（ウ）尿検査（糖及びたんぱく）

（エ）血圧測定（収縮期血圧及び拡張期血圧）

（オ）血液検査（GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール及び血糖）

- (カ) 診察
  - (キ) 追加健診（尿酸値、尿潜血、HbA1c、血清クレアチニン及びeGFR）
  - (ク) 詳細検査（貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン及びeGFR）
- (2) 一般健康診査
  - ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において19歳以上のもの
  - イ 実施内容

特定健康診査で定める基本健診項目、追加健診項目及び詳細健診項目とする。

## 6 共通検診等（全ドック共通の検査項目）

- (1) 胸部エックス線検査
  - ア 実施内容
    - (ア) エックス線検診車による胸部エックス線撮影検査を実施すること。
    - (イ) 検診車1台につき、技師1人以上を配置すること。
    - (ウ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。
  - イ 検査結果について
    - (ア) 検査結果については、「異常所見なし」、「有所見（精検不要）」、「要観察」、「要精密検査」及び「循環器につき要精密検査」に区分すること。また、「要精密検査」と判定された人については、診療情報提供書等を作成し、受注者から受診者へ送付すること。
    - (イ) 検査結果は、受注者は5年間保存すること。
- (2) 胃部エックス線検査
  - ア 実施内容
    - (ア) 問診及び胃部エックス線撮影とし、「滋賀県がん検診の実施における指針（胃がん検診）」を尊重して行うこと。
    - (イ) 検診は午前中に実施すること。
    - (ウ) 受診者には、下剤服用及びバリウムによる便秘予防のための十分なミネラルウォーター（ペットボトル）を1人1本配付すること。
  - イ 検査結果について
    - (ア) 検査結果の判定は、十分な経験を有する2人以上の医師が個別に読影するものとし、結果の取り違えのないよう必要な対策を十分に講じること。また、結果に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影すること。

- (イ) 問診結果及びフィルムの読影結果を総合判断し、「滋賀県がん検診の実施における指針（胃がん検診）」に準拠して区分する。また、「要精密検査」と判定された人については、「胃がん精密検査依頼書兼結果票」を作成し受注者から受診者へ送付すること。
- (ウ) 撮影したエックス線写真、問診記録及び検診結果は、受注者が5年間保存すること。

### (3) 便潜血検査（2日法）

#### ア 実施内容

- (ア) 問診及び検体回収とし、「滋賀県がん検診実施のための指針（大腸がん検診）」を尊重して行うこと。
- (イ) 検査方法は、便潜血反応検査（免疫便潜血検査2日法）とし、検便採取後即日（2日目）回収を原則とする。
- (ウ) 便潜血キットが定量法の場合は、カットオフ値を把握すること。
- (エ) 検体の測定は、原則として検体受領後24時間以内とし、困難な場合は冷蔵保存すること。また、検体は、冷蔵保存で搬送すること。
- (オ) 採便方法や検体保管方法について、受診者が理解できるよう説明書きを添えた採便容器を準備すること。
- (カ) 受診者が自宅にて2日分の便を採取し検診会場へ持参できるよう、大腸がん検査キットを事前に送付すること。

#### イ 検査結果について

- (ア) 問診結果を参考に、免疫便潜血反応検査結果を「滋賀県がん検診実施のための指針（大腸がん検診）」により判断する。また、「陽性」と判定された者については、「大腸がん精密検査依頼書兼結果票」を作成し、受注者から受診者へ送付すること。

- (イ) 検査結果は、受注者が5年間保存すること。

### (4) 腹部超音波検査

#### ア 実施内容

- (ア) 問診（現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診等）
- (イ) 肝臓、胆のう、腎臓、ひ臓、すい臓を対象臓器とした腹部超音波検査を実施すること。
- (ウ) 撮影は、各臓器を2方向で観察し、最低18枚撮影し、必要に応じて追加撮影すること。
- (エ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。

#### イ 検査結果について

- (ア) 検査結果については、「異常なし」、「有所見（精検不要）」、「要観察（3から6箇月、12箇月）」及び「要精密検査」に区分すること。また、「要精密検査」と判定された人については、受注者から受診者に診療情報提供書等を送付し、受診者に精密検査を受診するよう指導すること。
- (イ) 検査結果は、受注者が5年間保存すること。

## 7 レディースドック（追加項目）

### (1) 乳房エックス線検査

#### ア 実施内容

問診及び乳房エックス線撮影とし、「滋賀県がん検診実施のための指針（乳がん検診）」を尊重して行うこと。

#### イ 検査結果について

- (ア) 検査結果の判定は、2人以上の医師が同時又は個別に読影すること。
- (イ) 問診及び乳房エックス線撮影の結果を「滋賀県がん検診実施のための指針（乳がん検診）」に準拠し、総合的に判断して、検診票に記録するとともに「精密検査不要」及び「要精密検査」に区分すること。また、「要精密検査」と判定された受診者については、「乳がん精密検査依頼書兼結果票」を作成し、マンモグラフィデータコンパクトディスクと合わせて添付し、受注者から受診者へ送付すること。
- (ウ) 撮影したマンモグラフィ写真、問診記録及び検査結果は、受注者が5年間保存すること。

### (2) 乳腺超音波検査

#### ア 実施内容

- (ア) 問診（現在の症状、既往歴、家族歴、豊胸手術の有無、過去の検診等）
- (イ) 乳腺超音波検査を実施し、腫りゅう像形成性病変と腫りゅう像非形成性病変について検査すること。
- (ウ) 撮影は、左右の乳房を2方向で観察し、最低8枚撮影すること。また、必要に応じて追加撮影すること。
- (エ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。

#### イ 検査結果について

- (ア) 検査結果については、「異常なし（有所見含む。）」、「要観察」及び「要精密検査」に区分すること。また、「要精密検査」と判定された人には、受注者から受診者に診療情報提供書等を送付し、精密検査を受診するよう指導すること。

(イ) 検診結果は、受注者が5年間保存すること。

## 8 メンズドック（追加項目）

### (1) 前立腺がん検査（P S A検査）

#### ア 実施内容

(ア) 問診（現在の症状、既往歴、家族歴等）

(イ) 血液検査にて前立腺特異抗原検査を実施すること。

(ウ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。

#### イ 検査結果について

(ア) 基準値を $4.0\text{ng/ml}$ 未満とし、「異常なし」、「要精密検査」及び「通院中」に区分すること。また、「要精密検査」と判断された人には、受注者から受診者に診療情報提供書等を送付し、精密検査を受診するよう指導すること。

(イ) 検診結果は、受注者が5年間保存すること。

### (2) 肺機能検査

#### ア 実施内容

(ア) 問診（現在の症状、既往歴、家族歴、喫煙歴等）

(イ) 呼吸器機能検査（スピロメトリー検査）を行うこと。

(ウ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。

#### イ 検査結果について

(ア) 検査結果については、既往歴、現病歴、喫煙歴等を考慮し医師の判断を加え、「異常なし」、「軽度異常」、「生活指導」、「要観察」、「通院指導」及び「通院中」に区分すること。

(イ) 検診結果は、受注者が5年間保存すること。

## 9 オプション検査 腫瘍マーカー検査（男性セット）

#### ア 実施内容

(ア) 問診（現在の症状、既往歴、家族歴等）

(イ) 血液検査にて、CEA、CA19-9、CYFRA及びAFPの腫瘍マーカー値を検査する。

(ウ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。

#### イ 検査結果について

(ア) 各マーカーの値が異常値を示していないかにより、「異常なし」又は「要精密検査」に区分すること。また、「要精密検査」と判定された人については、受注者から受診者へ診療情報提供書等を送付し、精密検査を受診するよう指導

すること。

- (イ) 検診結果は、受注者が 5 年間保存すること。

## 10 オプション検査 腫瘍マーカー検査（女性セット）

### ア 実施内容

- (ア) 問診（現在の症状、既往歴、家族歴等）  
(イ) 血液検査にて、CEA、CA19-9、CYFRA、AFP 及び CA125 の腫瘍マーカー値を検査する。  
(ウ) 検査のスタッフには専門職を配置し、検査及び介助を行うこと。

### イ 検査結果について

- (ア) 各マーカーの値が異常値を示していないかにより、「異常なし」又は「要精密検査」に区分すること。また、「要精密検査」と判定された人については、受注者から受診者へ診療情報提供書等を送付し、精密検査を受診するよう指導すること。  
(イ) 検診結果は、受注者が 5 年間保存すること。

## 11 結果処理及びデータ作成等に関する共通事項

健診及び検査の結果通知は発注者から受診者に行うものとする。受注者は、実施後原則 1箇月以内に健診等の結果通知書を作成し、発注者に納品すること。また、発送時に発注者の指定する内容で健診及び検査の結果データ（CSV 又は XML）を作成し、電子媒体等で納品すること。

なお、緊急を要する健診及び検査の結果については、期間によらず至急、受注者から受診者へ結果を送付すること。

## 12 運営等に関する共通事項

- (1) 各健診及び検査（以下「健診等」という。）の対象者の基準日は、健診等の受診日とする。  
(2) 受注者は、各健診等については、契約で定めた市請求額を請求するものとする。  
(3) 受付及び料金徴収は、受注者においてパソコン等を用いて行うこととし、健診等の領収証書の発行を含め効率的に行い、料金徴収結果は日ごとに出力すること。また、必要なパソコンやプリンター等は受注者で準備し、受診者情報は日ごとに更新が可能であること。  
(4) 各健診等がスムーズに流れよう専門のスタッフを配置するなどし、受診者の介助及び誘導業務を行うこと。健診等の問診時は原則 2人のスタッフとし、人員

については事前に協議することとする。

- (5) 受注者において、委託事業に係る会場設営及び業務に要する物品を整え設営すること。
- (6) 予約票、受診票、大腸がん検査キット、検尿キット等は、受注者において準備すること。

なお、予約票及び受診票の発送用封筒についても、受注者が準備すること。
- (7) 予約票、受診票、大腸がん検査キット、検尿キット等は、受注者から受診者へ送付すること。申込者データについては、宛名番号及び申込健診等内容を健診等実施日の2週間前に受注者へメールにて提供するものとする。
- (8) 受診票及び健診結果通知書は、発注者と協議の上、受注者で様式を作成すること。
- (9) 健診等中の受診者のプライバシーには十分に配慮し、必要に応じてパーテーション等を設置するなどの措置を講じること。
- (10) 個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報の取扱いに細心の注意を払うこと。
- (11) 副作用等の事故に対応できるマニュアルを作成し、提出すること。事故発生時には、マニュアルに基づき迅速に対応すること。また、緊急時に対応できるよう自動体外式除細動器（AED）を常備すること。
- (12) 受診者が健診等中及び健診等終了後に体調の不良を訴えた場合は、適切に対応し、直ちに発注者に報告するとともに、その経過及び結果を報告書で適時提出すること。
- (13) 当業務において排出された廃棄物は、法令等の定めに従い受注者において適正に処理すること。
- (14) 業務の処理に関し発生した損害（個人情報の漏えいや第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。
- (15) 健診等の精度を向上させるため、健診等機器の保守点検、整備及び検査の標準化に関する体制の確立並びに健診等従事者の資質の向上に努めること。万一健診等会場で機器のトラブルが発生した場合は、直ちに市職員に報告するとともに、代替の機器を準備し、必要に応じて受診者へ説明し、理解を求めるこ
- (16) 業務の精度管理上、必要事項の報告又は確認を求めることがあるので応じること。
- (17) 関係法令その他要綱及び手引の改正があった場合は、改正後の関係法令、要綱及び手引を遵守すること。
- (18) 健診等の詳細な実施日時、問診票等の様式その他細部については、発注者と

協議を行うこと。

- (19) 予約状況により、健診等体制（検診車、医師、スタッフの数等）の変更が必要な場合は、事前に受注者に連絡を入れることとする。
- (20) 健診等会場における適切な感染症対策を行うこと。

### 13 その他

- (1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

- (2) 契約締結日から令和8年3月31日までを準備期間とし、委託料の支払義務は生じないものとする。

- (3) 落札者は、消費税を含めた総合計金額をもって決定する。ただし、契約は単価をもって契約する。また、健診における事務委託手数料（データ及び結果票作成料を含む。）は総合計金額に含む。

なお、各単価は、業務に要する全ての費用と消費税を含めた金額とする。

- (4) 健診費用の半額（100円未満切り上げ）を受診者が負担し、その残額を補填金額とする。受注者は、受診者が特定健康診査又は高齢者健康診査の対象であった場合、その費用を国保連合会に請求し、費用決済とする。また、補填金額から費用決済の費用を差し引いた金額を市に請求することとする。

なお、特定健診詳細項目として実施した貧血・眼底・心電図検査については、国保連合会に請求し費用決済とする。高齢者健康診査の検査項目や費用に関しては、受注者決定後、別途協議するものとする。

(別紙)

令和8年度 巡回型人間ドック 会場候補施設

会 場
蒲生コミュニティセンター
能登川コミュニティセンター
五個荘コミュニティセンター
永源寺コミュニティセンター
湖東コミュニティセンター
愛東支所
東近江市保健センター

## 巡回型人間ドック内容

・1日の定員40名×18日間程度（予定）　・オプション男女各12名×18日間程度（予定）

健診名	対象者	健診の内容
東近江ドック	19歳以上	検尿、身体計測、血圧、問診、血液検査、眼底、眼圧、腹囲計測、心電図、診察、胸部エックス線検査、胃部エックス線検査、便潜血検査（2日法）、腹部超音波検査
レディースドック	19歳以上の女性	「東近江ドック」、乳房エックス線検査、乳腺超音波検査
メンズドック	19歳以上の男性	「東近江ドック」、前立線がん検査（P S A検査）、肺機能検査
オプション検査 腫瘍マーカー検査 (男性セット)	19歳以上の男性	①C E A…大腸がん、胃がん、食道がん、肺がん、胆管がん、膀胱がん、卵巣がん、肝臓がん、乳がん ②C A19-9…膵臓がん、胆のうがん、胆管がん、胃がん、大腸がん ③C Y F R A…肺がん（扁平上皮がん、腺がん） ④A F P…肝臓がん（肝細胞がん）
オプション検査 腫瘍マーカー検査 (女性セット)	19歳以上の女性	①C E A…大腸がん、胃がん、食道がん、肺がん、胆管がん、膀胱がん、卵巣がん、肝臓がん、乳がん ②C A19-9…膵臓がん、胆のうがん、胆管がん、胃がん、大腸がん ③C Y F R A…肺がん（扁平上皮がん、腺がん） ④A F P…肝臓がん（肝細胞がん） ⑤C A125…卵巣がん

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）並びに東近江市（以下「甲」という。）の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和5年東近江市訓令第2号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、本件事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (従事者等への監督及び教育)

第3条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る事務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

#### (収集の制限)

第4条 乙は、本件事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務に関して知り得た個人情報を本件事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第6条 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (持出しの禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙が本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

#### (複写等の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りでない。

#### (資料等の返還等)

第9条 乙は、本件事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

#### (個人情報の取扱いの委任の禁止等)

第10条 乙は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再受任者」という。）

に取り扱わせる場合（以下「再委任」という。）は、乙は、再受任者に第1条から前条までの規定及びこの契約に基づく個人情報の取扱いに係る一切の義務を遵守させるとともに、再受任者との契約の内容にかかわらず、甲に対して再受任者による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 乙は、再委任をする場合において、再受任者との間で締結する契約書等に第1条から前条までの規定を明記しなければならない。

4 乙は、再委任をする場合は、発注する事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再受任者に対し適切な管理及び監督を行うものとする。

（従事者等の明確化）

第11条 乙は、従事者等を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条 乙は、本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（再受任者の報告義務）

第15条 第11条から前条までの規定は、再受任者に再委任をする場合について準用する。この場合において、当該再受任者の甲に対する報告は、乙がとりまとめ、行うものとする。

（実地調査）

第16条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲において、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲において、乙に対し再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査するよう指示することができる。

（勧告）

第17条 甲は、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第18条 甲は、前条の勧告による必要な措置をとらないときその他乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第19条 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。